

平成27年第3回臨時会

小清水町議会会議録

平成27年第3回小清水町議会臨時会会議録

○議事日程（第1号）

平成27年5月1日（金曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 仮議席の指定について
- 第 2 会議録署名議員の指名について
- 第 3 選挙第 1号 議長選挙について
- 第 4 会期の決定について
(議長諸報告について)
- 第 5 選挙第 2号 副議長選挙について
- 第 6 議席の指定について
- 第 7 発議第 3号 常任委員の選任について
- 第 8 発議第 4号 議会運営委員の選任について
- 第 9 発議第 5号 議会報編集特別委員会の設置について
- 第10 選挙第 3号 斜里地区消防組合議会議員選挙について
- 第11 選挙第 4号 斜里郡3町終末処理事業組合議会議員選挙について
- 第12 同意第 3号 監査委員の選任について
- 第13 議案第24号 小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第25号 小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 承認第 1号 専決処分した事件の承認について（平成26年度小清水町一般会計補正予算（第9号））

出席議員（10名）

1番	下平正吾君	2番	槻間善高君
3番	八木勝正君	4番	森浩君
5番	工藤孝一君	6番	大石誠示君
7番	高橋隆文君	8番	林幸雄君
9番	中村俊之君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	林直樹君
小清水町教育委員長	鬼塚茂君
小清水町農業委員会会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	森田明君
総務課長	権藤結君
出納室長	加藤友幸君
企画財政課長	金原武浩君
町民生活課長	横山仁君
保健福祉課長	鈴木祐之君
産業課長	久保弘志君
建設課長	服部隆文君
子育て支援課長	河西定博君
教育長	渡邊等君
生涯学習課長	瀧口顕君
農業委員会事務局長	久保弘志君
監査委員事務局長	中野也寸志君

○本会議に従事した者

議会事務局長	中野也寸志君
書記	細川ひろみ君

◎開会の宣言

- 臨時議長（大石誠示君）ただ今から平成27年第3回町議会臨時議会を開会いたします。
（開会 午前9時30分）

◎開議の宣告

- 臨時議長（大石誠示君）直ちに、本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定について

- 臨時議長（大石誠示君）日程第1、仮議席の指定を行います。
仮議席は、ただ今ご着席の議席といたします。

◎会議録署名議員の指名について

- 臨時議長（大石誠示君）日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は会議規則124条の規定により
仮議席3番 工藤 孝一 議員 及び 仮議席8番 林 幸雄 議員
を指名いたします。

◎選挙第1号

- 臨時議長（大石誠示君）日程第3、選挙第1号、議長選挙について、議題といたします。
お諮りいたします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦によりたいと思いま
すが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

- 臨時議長（大石誠示君）異議ないものと認めます。
よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。
次に、指名の方法についてご協議願います。
○仮議席2番（八木勝正君）はい、議長。
○臨時議長（大石誠示君） はい、八木勝正議員。
○仮議席2番（八木勝正君）はい2番、この際、動議を提出いたします。
指名の方法については、槻間議員に指名されるよう提案いたします。
○臨時議長（大石誠示君）ただ今、八木議員から槻間議員が指名されたいとの動議が提出されまし
た、動議は成立をいたしました。
お諮りいたします。
この動議のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

- 臨時議長（大石誠示君）ご異議ないものと認めます。
よって、槻間議員が指名することに決定をいたしました。
それでは、槻間議員、ご指名願います。
○仮議席6番（槻間善高君）6番、槻間です。
議長に坂田秀昭議員を指名いたします。
○臨時議長（大石誠示君）お諮りいたします。
ただ今、槻間議員が指名いたしました、坂田秀昭議員を議長の当選人と定めることにご異議ござ
いせんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○臨時議長（大石誠示君）異議ないものと認めます。

よって、ただ今ご指名いたしました坂田秀昭議員が議長に当選されました。

ただ今、当選されました坂田秀昭議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

これをもって、臨時議長の職務は全て終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

坂田議長、議長席にお着きをお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時35分

再開 午前9時37分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

○議長（坂田秀昭君）（議長就任あいさつ）

議長就任にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

ただ今議員の皆さまの指名推薦をいただき、議長に就任することになりました。

ご賛同くださいました、議員の皆さまに感謝申し上げます、ありがとうございます。

さて、今日地方議会のあり方がマスコミなどで大きく問われており、取り巻く環境は決して楽観的な状況にはないと感じています。

今こそ議員一人ひとりが、知恵をだし、開かれた議会、町民目線の議会を構築していかなければならないと強い思いをもちしております。

議員として切磋琢磨し、この4年間色々と議論を重ね、新たな議会改革に取り組むべく、その先頭にたって行く覚悟で頑張りたいとも思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）林町長より挨拶をお願いいたします。

○町長（林直樹君）はい、議長。

○議長（坂田秀昭君）はい、林町長。

○町長（林直樹君）臨時議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の平成27年小清水町議会第3回臨時会につきましては、統一地方選挙後の初議会として招集をさせていただきました。

まずは、本日ここに町民の負託を担われ、それぞれめでたくご当選の榮譽に輝かれた議員の皆さまに対しまして、心よりお祝いを申し上げる次第でございます。

また、ただ今、坂田議長から議長の就任にあたりましてご挨拶がございましたが、引き続き議長に選任されましたこと、このことにつきましても重ねてお喜びを申し上げます。

おめでとうございます。

議員の皆さまにおかれましては、選挙を通じながら、基幹産業であります農林業の振興、あるいは商工業、また教育、福祉と、町民の皆さま方からのご意見やご要望を受けられ、それに応えるべく、これからの4年間、ご活躍されることと存じます。

今後とも町民の皆さま方のご意見、ご要望に応えられまして、町政の発展並びに住民福祉の向上のため、ご支援とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日の会議は選挙後初の臨時議会でございますので、議会の構成等につきましてご審議をいただくわけでございますが、私どもから提案させていただく案件につきましては、監査委員の選任同意1件、条例の一部改正2件、専決処分した事件の承認1件、合わせて4件でございます。

何とぞよろしくご審議のうえ原案につきましてもご協賛下さいますようお願い申し上げます。

改選後の初議会に臨み、お祝いを申し上げますとともに、議員の皆さまのご健勝、ご活躍をご祈

念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

◎会期の決定について

- 議長（坂田秀昭君）日程第4、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。
今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

- 議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって会期は本日1日と決定いたしました。

◎議長諸報告について

- 議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を中野事務局長から報告させます。
○事務局長（中野也寸志君）本日の会議出席議員数は10名でございます。
本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。
なお、説明員の皆さんにつきましては、日程第5、選挙第2号、副議長選挙終了後に退席をして
いただきたいと思いますのでご了承をお願いいたします。
以上で諸般の報告を終わります。

◎選挙第2号

- 議長（坂田秀昭君）日程第5、選挙第2号、副議長選挙についてを議題といたします。
お諮りいたします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦によりたいと思いま
す。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

- 議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。
次に、指名の方法についてご協議願います。
○仮議席9番（森浩君）はい、議長。
○議長（坂田秀昭君）はい9番、森浩議員。
○仮議席9番（森浩君）9番、この際、動議を提出いたします。
指名の方法については林議員が指名されるように希望いたします、以上です。
○議長（坂田秀昭君）ただ今、森議員から林議員が指名されたいとの動議が提出され、動議は成立
しました。
お諮りいたします。
この動議のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

- 議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、林議員が指名することに決定いたしました。
それでは、林議員ご指名願います。
○仮議席8番（林幸雄君）はい。
○議長（坂田秀昭君）はい、林議員。
○仮議席8番（林幸雄君）副議長につきましては、下平議員を推薦いたします。

○議長（坂田秀昭君）お諮りいたします。

ただ今、林議員が指名いたしました下平正吾議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、ただ今指名いたしました下平正吾議員が副議長に当選されました。

ただ今、当選されました下平正吾議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

副議長に当選されました下平正吾議員より、就任のご挨拶をお願いいたします。

○副議長（下平正吾君）（副議長就任あいさつ）

ただ今ご指名いただき、ご承認をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

副議長という重責を十分自覚してですね、議長を補佐し、また議員の皆さんのパイプ役としてですね、頑張っていきたいとそうように考えてございます。

また、町長はじめとする管理職の皆さん、ぜひ私と一緒にですね、切磋琢磨して住みやすい町づくりのためにですね、頑張っていきたい、一緒にやっていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（坂田秀昭君）暫時休憩いたします。

休憩 午前9時46分

再開 午前9時47分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎議席の指定について

○議長（坂田秀昭君）日程第6、議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条の規定により、議長において指名いたします。

議席の指定にあたり、議会運営基準に基づき、1番を副議長、最終番を議長とし、2番から9番についてはくじによることとし、その結果により指定します。

暫時休憩いたします。

休憩 午前9時47分

再開 午前9時52分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

議員の氏名と議席番号を事務局長に朗読させます。

○事務局長（中野也寸志君）それでは朗読いたします。

議席番号1番につきましては、先般報告しましたとおり副議長の下平議員が入ります。

続きまして、2番、槻間議員、3番、八木議員、4番、森議員、5番、工藤議員、6番、大石議員、7番、高橋議員、8番、林議員、9番、中村議員、10番が坂田議長の席となります。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）ただ今、朗読したとおり議席を指定いたします。

議席が決まりましたので、それぞれ、ただ今指定の議席にお着き願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前9時53分
再開 午前9時54分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎発議第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、発議第3号、常任委員の選任についてを議題といたします。
暫時休憩します。

休憩 午前9時54分
再開 午前10時00分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

常任委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、総務文教常任委員に大石誠示議員、森浩議員、林幸雄議員、下平正吾議員、工藤孝一議員。

経済厚生常任委員に槻間善高議員、高橋隆文議員、八木勝正議員、中村俊之議員、私坂田秀昭、以上のおおりに指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、ただ今指名しましたとおりに、常任委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分
再開 午前10時08分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

中野事務局長から諸般の報告をさせます。

中野事務局長。

○事務局長（中野也寸志君）諸般の報告をいたします。

休憩中に各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告いたします。

総務文教常任委員会委員長、林幸雄議員、副委員長、大石誠示議員。

経済厚生常任委員会委員長、八木勝正議員、副委員長、槻間善高議員。

以上で諸般の報告を終わります。

◎発議第4号

○議長（坂田秀昭君）日程第8、発議第4号、議会運営委員の選任についてを議題といたします。
お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により大石誠示議員、槻間善高議員、高橋隆文議員、工藤孝一議員、以上のおおりに指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、ただ今指名しました4名の議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分
再開 午前10時22分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

中野事務局長から諸般の報告をさせます。

中野事務局長。

○事務局長（中野也寸志君）諸般の報告をいたします。

休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたのでご報告いたします。

議会運営委員会委員長、高橋隆文議員、副委員長、大石誠示議員。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（坂田秀昭君）暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分
再開 午前10時32分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎発議第5号

○議長（坂田秀昭君）日程第9、発議第5号、議会報編集特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、6名をもって構成する議会報編集特別委員会を設置し、議会報の編集及び発行を付託の上、発行が終了するまでの議会閉会中の継続審査にいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただ今設置されました、議会報編集特別委員会の委員については、委員会条例第5条第4項の規定により、森浩議員、林幸雄議員、槻間善高議員、工藤孝一議員、八木勝正議員、中村俊之議員をそれぞれ指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、ただ今指名した6名の議員を議会報編集特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時33分
再開 午前10時41分

- 議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。
中野事務局長より諸般の報告をさせます。
中野事務局長。
- 事務局長（中野也寸志君）諸般の報告をいたします。
休憩中に議会報編集特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたのでご報告いたします。
委員長、槻間善高議員、副委員長、工藤孝一議員。
以上で諸般の報告を終わります。

◎選挙第3号

- 議長（坂田秀昭君）日程第10、選挙第3号、斜里地区消防組合議会議員の選挙についてを議題といたします。
お諮りいたします。
選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦によりたいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

- 議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。
お諮りいたします。
指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

- 議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、議長において指名することに決定いたしました。
斜里地区消防組合議会議員に高橋隆文議員、工藤孝一議員、私坂田秀昭の3名を指名いたします。
お諮りいたします。
ただ今、議長において指名いたしました3名の議員を斜里地区消防組合議会議員の当選人とすることに
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

- 議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、ただ今指名いたしました3名の議員が斜里地区消防組合議会議員に当選されました。
ただ今、斜里地区消防組合議会議員に当選されました3名の議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

◎選挙第4号

- 議長（坂田秀昭君）日程第11、選挙第4号、斜里郡3町終末処理事業組合議会議員の選挙についてを議題といたします。
お諮りいたします。
選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦によりたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

斜里郡3町終末処理事業組合議会議員に下平正吾議員、槻間善高議員、八木勝正議員の3名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長において指名いたしました3名の議員を斜里郡3町終末処理事業組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、ただ今指名いたしました3名の議員が斜里郡3町終末処理事業組合議会議員に当選されました。

ただ今、斜里郡3町終末処理事業組合議員に当選されました3名の議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時58分

○議長(坂田秀昭君) 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎同意第3号

○議長(坂田秀昭君) 日程第12、同意第3号、監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、森浩議員は除斥の対象となりますので退席を求めます。

(森議員退席)

○議長(坂田秀昭君) 説明を求めます。

林町長。

○町長(林直樹君) ただ今上程されました、同意第3号、監査委員の選任についてご説明申し上げます。

本町監査委員2名のうち、議員の中から選任する委員として、小清水町字小清水322番地の4、森浩氏を選任いたしたく本案をご提案申し上げたまいでございませぬ。

選任について、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) お諮りいたします。

原案に同意と決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、同意第3号、原案のとおり同意と決定されました。
暫時休憩いたします。

(森議員入場)

休憩 午前10時59分
再開 午前11時01分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開します。

◎議案第24号

○議長（坂田秀昭君）日程第13、議案第24号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

鈴木保健福祉課長。

○保健福祉課長（鈴木祐之君）ただ今上程されました議案第24号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が本年4月1日から施行されることから、本町におきましても、政令に準じ所要の改正を行うものであります。

条例改正の内容でございますが、一つ目には、一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定に関する特例措置を恒久措置とすることに伴い、附則に定める関係規定を本則に定め、国民健康保険財政の安定化を図る改正を行うもので、二つ目には、国民健康保険料の賦課額のうち、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額における限度額をそれぞれ引き上げるとともに、保険料の減額措置の拡大措置の対象とする世帯の所得判定基準を緩和し、低所得者層における保険料の負担軽減を拡大する措置を講じる改正を行うものでございます。

別途お配りしております新旧対照表でご説明いたします。

はじめに、2ページから3ページの第13条の改正でございますが、一般被保険者の基礎賦課総額を算定する際の基準のうち、特例措置とされていた市町村共同事業等の交付金算入規定が恒久化され、その条文を附則から本則に定めるもので、第1号でその算入規定を、第2号では、控除する額に加える改正を行うものでございます。

次に、限度額の引き上げ及び中低所得者の負担軽減措置の拡大に係る改正でございますが、第17条の6は基礎賦課額について、次のページの第17条の6の12は、後期高齢者支援金等賦課額について、第17条の12は、介護納付金賦課額について、それぞれ引き上げ後の限度額を規定し、第24条では、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、第1項第2号は5割軽減において、第3号は2割軽減において、それぞれ世帯の算定対象被保険者数に乗ずる金額を引き上げ、軽減を拡大する措置を講じる規定を定めるとともに、限度額を準用する規定の改正を行うものでございます。

6ページになります、昭和46年条例第10号の改正附則につきましては、先ほどの13条の改正に伴い、特例措置の規定条文である第2条を削除し、以降、第3条及び第4条をそれぞれ繰り上げる改正となるものでございます。

最後に附則ですが、第1項では、改正条例の施行を公布の日とし、適用は平成27年4月1日からとする施行期日を、第2項は、改正条例の適用区分を平成27年度以後の保険料からとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

- 議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

- 議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
議案第24号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

- 議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、議案第24号、原案のとおり可決されました。

◎議案第25号

- 議長（坂田秀昭君）日程第14、議案第25号、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

鈴木保健福祉課長。

- 保健福祉課長（鈴木祐之君）ただ今上程されました議案第25号、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、ご説明申し上げます。

平成26年度に公布された、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律において、平成27年度より、低所得者の第1号保険料を軽減強化する介護保険の改正が行われたところでありますが、この度、公布、施行されました、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令において、公費負担による軽減強化の具体的な基準が規定されましたので、その基準に基づき、第1段階の低所得者保険料減額賦課額を追加する一部改正を行うものでございます。

別途お配りしております、新旧対照表をご覧ください。

改正の内容でございますが、第12条に第3項を加え、第6期介護保険事業計画期間の平成27年度から平成29年度における各年度の低所得者第1段階の保険料について、同条第1項第1号に定める基準額25800円を、政令で定める率を乗じた軽減賦課額の23200円とする規定を定めるものでございます。

改正附則でございますが、第1項において施行期日を公布の日とし、第2項において、軽減保険料の適用を平成27年度分の保険料からとする経過措置を規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

- 議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

- 議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
議案第25号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

- 議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、議案第25号、原案のとおり可決されました。

◎承認第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第15、承認第1号、専決処分した事件の承認について、平成26年度小清水町一般会計補正予算第9号を議題といたします。

説明を求めます。

金原企画財政課長。

○企画財政課長（金原武浩君）ただ今上程されました承認第1号、専決処分した事件の承認について、平成26年度小清水町一般会計補正予算第9号をご説明申し上げます。

議案書の17ページをお願いいたします。

例年になく大雪となった平成26年度の冬期間において、当初予算に計上した除排雪経費が不足することから、本年3月定例町議会において予算の追加計上を行い、町民生活に支障の無いよう業務執行したものの、3月2日に道東地方を襲った大雪などが原因となり、除排雪費用に更に不足を生じることとなったため、補正予算第9号において、その所要額を追加計上したものでございます。

補正の内容ですが、歳出予算は、8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良維持費の町道管理業務委託料に、歳入予算は、9款地方交付税にそれぞれ1784万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を53億702万6千円としたものでございます。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

はい7番、高橋隆文議員。

○7番（高橋隆文君）はい7番、高橋です。

今説明にもありましたように、近年になく大雪でしたので、色々予算の関係もですね、3月の定例会にもこの議案があがっておりまして、補正を組んだわけではありますが、この大雪に関してですね、かなり町民の方からもですね、道路通行止めの具合に関してですね、色んな協議がなされているわけですが、この3月の補正と、この今回の承認議案として出されております、補正についてですね、近年と比べてどのくらいですね、増額となっているのかちょっとお聞きしたいと思うのですが。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）今年とは異なる気象状況により、暴風雪が多発いたしましたけれども、3月までの実績では、作業時間で過去最高のペースとなっております、約6100時間除雪作業に要しております。

過去3年の平均、これが約4700時間程度でございますので、時間にして3割ほどの増加となっております。

3月議会における補正につきましては、2月中旬までの状況を元に、不足すると思われる最低限の額を計上したものでございまして、2月中旬以降、3月上旬及び下旬にも暴風雪が発生しておりますことから、見込みよりも非常に多くの除雪対応を行っているという状況でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい7番、高橋隆文議員。

○7番（高橋隆文君）除雪時間にもだいぶ時間がかかっておりますけれども、極めて通行止めの箇所もですね多くて、長期間に渡って例年に無く長期間に渡っている事案も多いようです。

特に懸念されるのがですね、機動力でやっていくところが多いわけですが、一番今年は大雪の関係もありまして例年になく、ブローっていうんですかね、飛ばす機材が活躍する場面が多かったんだろうと思うんですが、聞くところによりますと、そのブロー関係の稼働が非常に悪いというような話もお聞きしているんです。

そのブローの稼働率というのは、現状がどういうふうになっているのかちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）ロータリー除雪車につきましては、現在大型ロータリー1台を所有して、

あとは小型ロータリー、委託分も含めまして2台で作業しているところでございますけれども、このロータリーの稼働時間につきましては、ここ3年程でかなり増大してきております。

特に26年度は過去最大の時間でございます、26年度498時間、ロータリー除雪車が稼働しているという状況でございます。

ちなみに25年度は281時間、24年度は297時間でございます。

それ以前は、年間30時間から80時間程度の稼働でございますので、26年度につきましては、例年に比べて非常に多い稼働状況ということになっております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

7番、高橋隆文議員。

○7番（高橋隆文君）今、説明いただきましたように、大型の機械については1台ということなんで、大変、最近の異常気象型ですね、吹雪の対応については、大変調査といいますか、要望が多いだろうと思います。

ぜひ、これだけ例年からすると倍ぐらいですね、時間を費やしてるということもありますし、そこらへんですね、整備体制、また運行体制、これからも続くと思われまますので、一つできるだけ有効に稼働できるような体制づくりもしていただきたいと思います。

よろしく願います。以上。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めますか。

他に、はい5番、工藤孝一議員。

○5番（工藤孝一君）はい、5番。

除排雪の事業では、3月定例議会の確か2000万に次ぐ、予算執行ということで説明がございました、3月も大雪が続いたということではありますが、特に、街中の裏通り等の、高齢者独居世帯等の住宅入口、あとは町内の委託組合に参加されてる会社の縦線、横線が会社が違うという場合の交差点、ぶつかり合う付近の除雪がスムーズにいかないこと、若干交差点付近が交通に支障をきたすというそういうお話も伺ってます。

限られた予算ではありますが、町民の方のやはり利便性、そういう親切丁寧にもう少し除雪、除排雪についてはやってもらえないだろうかという、声があります。

これから次年度に向けて予算組みすること、場合ですね、ぜひそういった独居高齢者世帯での玄関先をひと手間かけてほしいという要望もございます。

加えて、もう一つは、委託組合の方で、これだけの時間数がかかったと、従ってこれだけの経費だというふうにあげる場合、やはり、本町の町民のサービスを考えた場合、去年は委託組合からあがった金額に10%カット、本年度は5%カットというふう聞いております。

これは、近隣町村と足並みを揃えるということもあろうかと思いますが、しかし、本町独自のやはり、町民や高齢者独居世帯のそういうところまで、目の届く気持ちになって、冬の間の生活道路としてきちっと委託先の事業者の方にもやっていただく意味では、この5%カットについては、いかなものかというふうに考えます。

ぜひ、来期事業計画をする場合、その点を十分含んでいただけないかなというふうに思います。

○議長（坂田秀昭）答弁を求めます。

服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）除雪の関係につきましては、例えば個々の住宅前という部分については、通常の道路除雪の部分では対応しきれない部分がございますので、その点については、ご理解いただきたいと思っております。

その他、交差点等の除雪処理につきましては、今年につきましては、なかなか除雪作業に手間取ったという部分で、十分な作業ができなかったという部分もあったかと思っておりますけれども、今後作業におきまして、注意するようにやっていきたいというふうに思います。

委託料の5%カットにつきましては、一応長期契約で結んでる事業でございます、その期間内の増減、そういったものを調整する意味、そして業者さんですね、努力により経費を削減していただくという意味もありまして、一応5%カットという形をとっておりますので、ご理解をいただ

きたいと思います。

今後の契約につきましては、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

他に、質疑のある方、はい8番、林幸雄議員。

○8番（林幸雄君）道路に設置してます、防風材っていうのか、防風、風よけですね、あれについても管理について、お聞きしておきたいんですが、ついでに、農家もですね、今年大変雪が多くてですね、その後天候に恵まれて、比較的早く作業が終わったんですがね、非常に後の処理が遅いという話を実は数件いただいております。

今年の場合は特別だったのかもしれませんが、あの辺のですね、雪をどかすというのは、一応設置した時から町でよけるということになってますね。

その辺のお話と、それからどういう手順でですね、作業を進めているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）防雪柵を設置したところにつきましては、その付近に雪が余計に溜まるという状況がございますので、町の方でその雪割り作業を行っているところでございます。

今年につきましては、吹き溜まり等が多く、その雪割り作業、大変手間取ってちょっと時間がかかった状況でございますけれども、防雪柵を設置したところは、町で行うということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

はい8番、林幸雄議員。

○8番（林幸雄君）それですね、農家の方がですね、雪解け前にですね、それぞれ個人でたのんでですね、やってますわね、それと別にですね、そういう設置しているところですね、事前に町の方で把握して、早めに早めにという対応をしていただきたいという要望もございますけれども、その辺につきましてはどうでしょうかね。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）防雪柵を設置してあるところにつきましては、町でも把握しておりますので、組合の方でも把握しておりますので、事前計画をもって作業を進めているところでございますが、本年度につきましては、除雪作業、融雪作業に非常に時間を取られております。

ちょっと遅れましたことについてお詫びしたいと思います。

そういった部分でご理解をいただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

○8番（林幸雄君）はいわかりました。

○議長（坂田秀昭君）他に質疑のある方。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

承認第1号、採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、承認第1号、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（坂田秀昭君）以上で、本町議会臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。
これをもって、平成27年第3回町議会臨時会を閉会いたします。

（閉会 午後11時25分）